

公益社団法人日本眼科医会  
学会・講習会などの後援受託に関する内規

(目的)

第 1 条 本内規は、公益社団法人日本眼科医会（以下「本会」という）が、学会・講習会などの行事について後援依頼があったときに、その諾否を決定するために定める。

(申請)

第 2 条 後援を受けようとする団体は、原則として開催の 2 ヶ月前までに、次の各号の書類を本会会長宛に提出しなければならない。

(1)申請書

(2)後援等名義使用の対象となる学会・講習会などの行事の企画資料

(3)申請団体の定款、役員名簿その他組織の内容を明らかにする資料

(4)申請団体の直近の年度の事業報告、収支決算等、当該団体の事業の状況に関する資料

(基準)

第 3 条 常任理事会又は理事会は、次の各号の基準により審査する。

(1) 当該行事の趣旨及び実施内容が公益に合致し、かつ、定款第 4 条に定める本会の事業目的に合致するものであること。

(2) 当該行事が営利企業の宣伝や商品の販売促進の直接的な手段となっていないこと。

(3) 当該行事の実施方法が、公益に反しないものであること。

(4) 当該行事の実施結果が公表されるものであること。

(5) 当該行事が公的団体及び非営利団体又は都道府県眼科医会が主催、共催、後援するものであること。上記以外の団体が主催する行事については、当該団体の活動が全体として、公益に反することの無いものであること。

(決定)

第 4 条 後援依頼の申請があったときは、本会の常任理事会又は理事会で諾否を決定し、速やかにその結果を申請者に通知する。

(報告)

第 5 条 後援を受けた学会・講習会などの行事の終了後、申請団体は本会会長宛に速やかにその結果を報告しなければならない。

(附則)

この内規は、平成 12 年 12 月 9 日より改定施行する。

この内規は、平成 24 年 4 月 15 日より施行する。

この内規は、平成 24 年 12 月 8 日より施行する。